

議案第 2 号

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部  
を改正する条例案

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例

桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(令和2年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 芸術文化の振興に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成8年桐生市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「使用料」を「使用料の納付及び減免」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「第9条」を「第8条」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改め、「第4条の規定にかかわらず」を削り、同条を第14条とする。

第16条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第5条から第9条まで」を「第4条から第8条まで」に、「第12条」を「第11条」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第 17 条中「第 15 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「教育委員会規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第 17 条とする。

別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

## 議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部  
を改正する条例案

機構改革を実施するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例について、所要の改正を行おうとするものです。